



すてっぶだより

第 8 号 2009年 1月



巻頭言

すてっぶぐんま副代表 紺 正行

会員及び、賛助会員の皆さまには、日頃よりすてっぶぐんまの活動に対しご理解とご支援をいただき、厚く御礼申し上げます。

すてっぶぐんまが、昨年7月31日、群馬県公安委員会より被害者支援を適正かつ確実にを行うことができる団体として「犯罪被害者等早期援助団体」の指定を受けたことは、すでにご報告したとおりです。指定を受けたことにより、被害者の方々に最初に接触する警察から、被害者の方々の同意を得た上で被害状況や被害者の方々の情報を得ることが可能になり、被害に遭われた直後、私たちが被害者の方々へ接触することができるようになりました。これにより、私たちが目指す被害直後からの途切れのないきめ細やかな支援を行うことが可能となりました。

現在、県警被害者支援室及び警察署を通じて、少しずつですが被害直後の支援の要請が来ており、必要な支援を行っているところです。

このような被害者支援を適正かつ確実にを行うためには、相談員の支援技術の向上が欠かせません。そのための研修を頻繁に行っています。また、被害者支援ボランティアの養成を目的とした養成講座を行っています。昨年は、第3期目となる初級講座だけでなく、初級を終了した方の中で選抜を行い、その方々を対象とした継続講座も実施しました。あわせて50名近くの方が養成講座を受講しています。この受講者の中から、将来の相談員を育てたいと考えています。

また、被害者支援の大切さを多くの方に知ってもらうための広報・啓発活動も重要なものです。昨年は、9月6日、少年審判への被害者の傍聴が可能になるなどの少年法の改正を踏まえて、少年事件被害者遺族である岡崎后生氏に「大人の法律が変われば少年法も変わると信じて…」との題で講演をしていただき、講演後、「少年を取り巻く諸問題～少年法改正を考える～」とのテーマでパネルディスカッションを開催しました。更に、11月15日、大阪教育大学附属池田小学校事件の被害者遺族である酒井肇氏に「被害者支援の原点に戻って～私たちが望んだ支援 私たちが受けた支援～」との題で講演をしていただきました。特に、酒井氏の講演は、実際に被害者支援を受けた立場からの発言であったため、被害者支援活動に携わっている私たちにとって有益なものでした。

終わりに、警察をはじめ、群馬県との連携を密にするとともに、今後は、各市町村レベルでの連携も深めていきたいと考えています。

会員及び賛助会員の皆さまにはより一層のご支援ご協力をいただきますようお願いいたします。

会員及び賛助会員の皆さまにはより一層のご支援ご協力をいただきますようお願いいたします。



「被害者支援の輪をひろげよう」

理事 曾我 孝之
(前橋商工会議所会頭)

アメリカのサブプライム問題に端を発した世界同時不況の波は日本にも想像以上に大きな影響を与えつつあり、年明け以降は更に深刻さを増すものと懸念されております。

特に円高と不況の同時進行は今まで見られない現象であり、輸出産業特に自動車と電気産業は大変な痛手を被ることが予測され非正規労働者の契約解除が各地においてすでに始まっております。

また、国内の政治ははたして不安定であり先の予測もつかない情勢が続いております。

一方、社会的には過去には例を見ないような、異様な犯罪が連続しており、社会不安が深刻なものとなりつつあり、まさに市民の安心と安全が危機的状態となりつつあるといっても過言ではないと思います。さらに、犯罪を犯した者の中に、逮捕された後もそのことに対する反省や被害者に対するお詫びの念を持たないも

のが最近特に増えていると感じられ、犯罪被害者が受けるダメージは一層深くなっていると思われま。このような社会現象の中で、犯罪被害者支援の必要性はますます大きくなっており、「犯罪被害者等早期援助団体」として公式に指定を受け、大きな社会的使命と責任を担う「NPO法人被害者支援センターすてっぶぐんま」の果たす役割とその責任はさらに大きくなっているといえます。

そこで、「すてっぶぐんま」がそれらに十分こたえられる活動を行っていくためには多くの県民の皆さんのご理解と物心両面にわたるご支援が不可欠であります。

市民や企業の皆さんのご協力をいただくために、われわれは、各種メディアを通して、「犯罪被害者の置かれている現況や犯罪被害者支援の必要性」を強くアピールし、「犯罪被害者を支援する輪」に入っていくべく、すなわち「賛助会員になっていただくこと」を強力に推進することが大切であると思っております。

そして、会員一人一人の呼びかけにより、この「支援する輪」の更なる拡大が図れるものと信じます。

みんなで力を合わせ頑張りましょう。

被害者参加制度・損害賠償命令制度 と改正少年法について

文：すてっぷぐんま会員 関 夕三郎 弁護士

1 はじめに

平成20年12月1日から被害者参加制度及び損害賠償命令制度が始まりました。なお、平成20年12月1日以降に起訴された事件について両制度の利用が可能になるものであり、それ以前に起訴されている事件については残念ながら利用できません。

また、平成20年12月15日には、少年審判の傍聴を中心とする改正少年法が施行されます。

犯罪被害者は、従来、刑事訴訟には傍聴や意見陳述などによって僅かに関与ができるのみであり、少年審判に至っては全く関与することができませんでした。今回の法律改正は、近年の犯罪被害者の方々、及び、その支援者の方々の努力が実り、これまでの刑事裁判、少年審判を大きく変革するものといえます。

2 被害者参加制度

これは、ご承知のとおり、被害者等（被害者「等」となっているのは、被害者本人に限らず、被害者が死亡した場合又はその心身に重大な故障がある場合には配偶者、直系の親族、兄弟姉妹が含まれるためです。）が「被害者参加人」という地位で検察官の隣に座り、証人や被告人に質問したり、求刑等の意見を述べたりする制度です。

被害者参加制度が認められる事件は、殺人、強盗殺人、傷害致死、危険運転致死傷、自動車運転過失致死傷、業務上過失致死傷、強制わいせつ、強姦、逮捕・監禁、未成年者や身代金目的などの略取・誘拐などです。

被害者参加人として公判手続に参加するためには、検察官に参加希望を申し出た上で、裁判所の許可を得る必要があります。裁判所の許可が得られた場合、最高検察庁の通達に基づき、被害者参加人は、初公判前に一定の証拠の開示を受けることができます。

この制度を十分活用するためには、やはり、弁護士の助力を受けることが望ましいと思われます。なぜなら、証人尋問や被告人質問が一連の公判手続のどの辺りで行われるのか分からないと、集中して公判に臨むことができないと思われますし、証拠の開示を受けるとしても、そもそもどこに連絡し、どこへ行けば開示を受けられるのかも、一般の方々には容易には分からないと思われるからです。

そのため、被害者参加制度と併せて、被害者参加人のために国費で弁護士を選任する制度（国選被害者参加弁護士制度）も始まりました。

以下は私見ですが、被害者の方々のために国選被害者参加弁護士をいかに速やかに選任できるかが今後の運用における大きな課題ではないかと思えます。弁護

士の立場から申し上げると、犯罪被害によって傷付けられた被害者が、具体的にどのような状況に置かれているかは、弁護士には全く見えません。したがって、弁護士側から積極的に被害者にアプローチして行くことはためられます。他方で、被害者ご本人が主体的に弁護士を探したり国選被害者参加弁護士の選任手続を申請することは、一般的には困難と思われます。そうすると、やはり、周囲の方々にこういった制度について関心を持っていただき、不幸にして身近に犯罪被害に遭われた方がおられたら、周囲の方々から法テラスや弁護士会に相談していただくなど、被害者と弁護士との接点を作るための援助をしていただくことが大いに期待されると思います。

3 損害賠償命令制度

被害者参加制度と同時に、刑事訴訟にともなう損害賠償命令の制度も始まりました。

従来は、犯罪被害者が被告人に対して損害賠償を請求する場合、刑事訴訟とは別に民事訴訟を提起する必要がありました。今後は、これを刑事訴訟に付随して求めることができます。

損害賠償命令の制度が利用できる事件は、概ね被害者参加制度が適用される事件と同じですが、自動車運転過失致死傷と業務上過失致死傷は除かれます。

被害者の方は、刑事裁判が結審（簡単に言うと、「後は判決宣告のみ」という時点）までに、刑事事件を担当している裁判所に損害賠償命令の申立てをしておく必要があります。損害賠償命令のための審理は、刑事事件の判決宣告後に行われます。特別な事情がない限り、審理の期日は4回以内とされています。

以下は私見ですが、損害賠償命令制度は、民事訴訟の負担を軽減するという意味もありますが、被告人から提示された示談金を受領すべきか否かという難しい悩みを軽減するという意義も小さくないと思います。被害者は「示談金を受け取ったら被告人の刑が軽くなるのではないか。」と考えることが多く、そのような疑問に対しては我々専門家も明確なアドバイスをしにくいのが現実でした。今後は、示談金の提示があっても受領を留保して損害賠償命令を申し立て、刑事事件の判決宣告を待った上で、被害者の権利として損害賠償を請求していくという方法を探ることができます。

4 改正少年法

傍聴が認められるのは、殺人、強盗殺人、傷害致死、自動車運転過失致死傷、業務上過失致死傷等（なお、死に至らずに傷害に止まった事件については、生命に重大な危険を生じさせたときに限ります。）の事件です。

また、傍聴が認められない事件においても、一定の場合には、家庭裁判所が被害者に対して審判の状況を説明してくれることになりました。

これまでの少年審判は被害者にとって正にブラックボックスでしたので、非常に大きな前進であり、今後の運用に大いに期待したいと思います。

<被害者支援ボランティア養成講座の開催>

被害者支援ボランティア養成講座（初級）は今年で3年目となり、また本年より、昨年・一昨年初級講座を修了した方の中から選抜を行い、その方々を対象とした継続講座を設け、同時進行で実施しました。

初級講座では例年通りのプログラムを行いました。講義内容等では、私たちも加盟しています全国被害者支援ネットワークで本年度被害者支援の入門書として作成されました「犯罪被害者支援必携（東京法令出版）」を参考にし、更に充実した内容に改めました。

また、継続講座は、被害者支援の基礎知識や概論を中心とした初級講座とは違い、実際の支援のための知識の習得を目的とし、ロールプレイ等の演習や事例を元にした支援の流れ、また連携を視点に置いた関係機関の職務や被害者支援への取り組み等を学びました。

お忙しい中ご協力いただいた各講師の熱心な講義を受け、受講生にとって充実した研修となったことと思います。受講生が今後さらに研修を積み、被害者支援の活動に適切な対応ができることを願っております。



<公開講座「被害者支援シンポジウム」>

養成講座の一環として、一般県民の方々に被害者支援について理解を深めていただくため、公開講座「被害者支援シンポジウム」を開催しました。今回のシンポジウムでは、本年12月15日より施行されます改正少年法にスポットを当て、少年事件被害者遺族である岡崎后生さん、和江さんご夫妻をお招きし、社会的に何の配慮もなされてこなかった少年犯罪被害者の悲惨な実状と改正少年法の概要についてご講演をいただきました。また、パネルディスカッションでは、前橋地方検察庁検事、榛名女子学園の職員や児童自立支援施設の職員の方々と岡崎さんに、それぞれの立場からこれまでの少年法と今回の改正について討論していただきました。来場された方々の

中には初めて聴く少年犯罪被害者の理不尽な処遇や加害少年ばかりが保護される実状に強い憤りを感じた方や、現行の少年法に対し強く疑問を持ち、改正への期待と更なる課題点を持たれた方もいらっしゃるようにでした。



<受講生の感想>

初級講座受講生

- ・犯罪被害者への支援はいろいろな側面があるということが分かりました。法律が変化するにつれて、対応していく側も変化、進化しなければならないことが分かりました。自分に何ができるのかを探してみたいと思います。
- ・先日までその存在を知らなかった「すてっぶぐんま」が、どんなに大きな役割を果たしているかを知りました。犯罪被害は他人事ではないとは考えていましたが、その人達を援助する活動が、草の根の力によって、全国的に展開されていることを知ったのは、大きな驚きです。
- ・実際のボランティア活動をするためには、同情心や正義感だけでなく、法の知識やカウンセリングの技術等をきちんと身につける必要があると感じた。犯罪被害者が司法や社会による被害者とならないよう、微力でもできることをして参加していきたいと思う。

継続講座受講生

- ・各先生のお話は、内容深く聞かせてもらいました。と同時に不安も感じ少し複雑な心情でもあります。でも、やはり気になる事や知りたいと思うことも事実で、今後も参加し勉強していきたいと思います。時とともにやはり法律もどんどん変わっていくことを実感しました。
- ・初級を受けて時間が経過していたので、不安がありました。何とか最後まで受けることができました。自分では気持ちに添って支援できたらと思っておりましたが、より専門的で詳しい内容を受け、受け身だけでなく、一歩踏み込んでも良いのかなと少し思いました。

被害者支援講演会&コンサート

犯罪被害者週間（毎年11月25日～12月1日）関連行事として、平成20年11月15日（土）、高崎市総合福祉センターにおいて、被害者支援講演会&コンサートを開催しました。

講師として、2001年に起きた大阪・池田小児童殺傷事件の遺族である酒井肇さんをお迎えし、「被害者支援の原点に戻って」と題するご講演をいただきました。事件の際、大阪府警など多方面からの支援を受けたことを紹介し、犯罪被害者への早期支援の重要性について話されました。

講演会終了後は、県警音楽隊と高崎商業高校吹奏楽部によるコンサートを楽しみました。



各種研修報告

- | | |
|---|--|
| <p>(1) 全国被害者支援フォーラム2008
(9月28日 於ヤクルトホール) 2名参加</p> <p>(2) 平成20年度 秋期全国研修会
(9月29日・30日 於グランドアーク半蔵門)
2名参加</p> <p>(3) 女性への暴力防止セミナー
「身近な人が性暴力にあったら」被害者のサポートとして私たちにできること
(11月1日 於エセナおおた) 2名参加</p> <p>(4) 第2回関東・甲信越ブロック研修会
(11月11日・12日 於水戸三の丸ホテル) 3名参加</p> | <p>(5) 直接支援実施研修
(12月15日～19日 於被害者支援都民センター)
1名参加</p> <p>(6) 相談員内部研修実施
(弁護士・臨床心理士・精神科医・検察庁職員等) 26回</p> <p>(7) 関係機関施設見学
(裁判所・母子生活支援施設等) 5回</p> |
|---|--|



賛助会員募集・寄付金のお願い

被害者支援センターすてっぶぐんまの活動は皆様からの会費や寄付金によって運営しています。皆様の温かいご支援とご協力をお願いいたします。

賛助会員(年会費) 個人 1口 1,000円 法人・団体 1口 10,000円
 寄付金 金額の多寡を問いません
 振込口座番号 00110-7-466016 (郵便局振替)
 口座名称 被害者支援センター すてっぶぐんま

編集・発行 NPO法人 被害者支援センター すてっぶぐんま

〒371-0025 群馬県前橋市紅雲町1-7-12 住宅公社ビル TEL/FAX 027-243-9992